記者発表資料

平成３１年　２月１４日
国土交通省東北地方整備局
磐　城　国　道　事　務　所

国道６号で特殊車両の指導取締りを実施

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第４７条の２第１項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
磐城国道事務所では、このたび管内の国道６号で特殊車両の指導取締りを行い、指導・警告を行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため、特殊車両の指導取締りを実施してまいります。

１．実施日時　平成３１年　１月３１日（木）　１３：３０～１５：３０
２．実施場所　国道６号　勿来車両検測所（いわき市錦町蒲田地内）

特殊車両指導取締り結果

対象車両	通行許可遵守車両	違反内容		違反車への措置	
		許可証不携帯	無許可	措置命令	警告
6台	3台	1台	2台	0台	3台

○取締りの状況写真

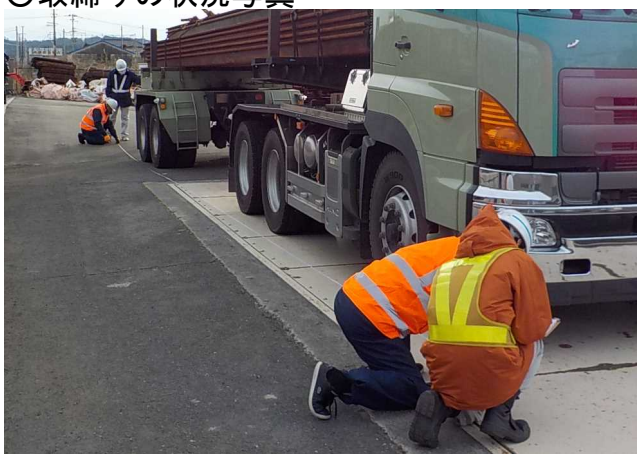



発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市ふるさと発信課

【問い合わせ先】

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ　０２４６－２３－２２１１（代表）
管理課長　表　康弘　（内線431）

道路法に定められている車両制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値（最高限度）
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総 重 量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン）
	軸 重	10.0トン
	隣 接 軸 重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満　18.0トン （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19.0トン） ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上　20.0トン
	輪 荷 重	5.0トン
最 小 回 転 半 径		12.0メートル

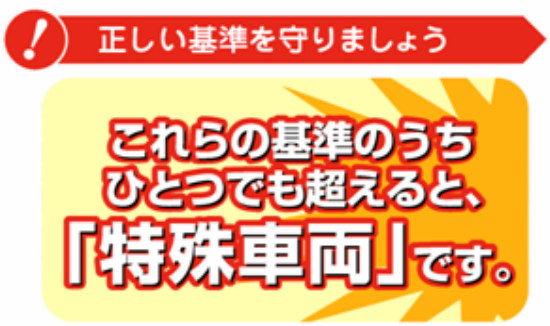

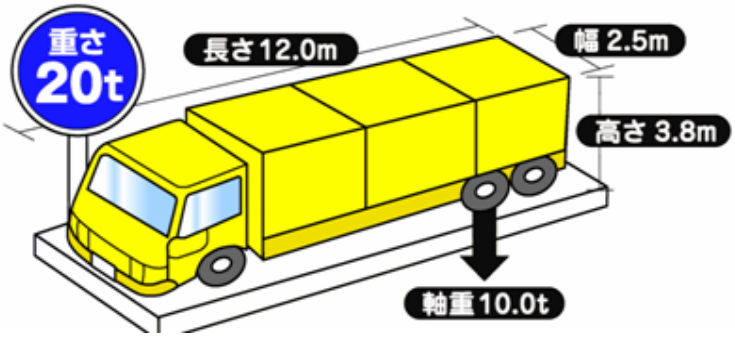

違反大型車が道路構造物に与える影響



違反大型車が道路交通に与える影響

・セミトレーラが対向車線にはみ出し、普通乗用車と接触し横転
・当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行





・セミトレーラが交差点を右折した際、積荷のワイヤーロープが切れ、積荷が落下
・当該車両は特殊車両通行許可を取得せずに走行



